

令和4年9月9日

保護者の皆様へ

筑紫野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（お知らせ）

白露の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市学校教育に特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、「新型コロナウイルス感染症に対する療養期間の見直しについて」連絡がありました。このことに伴い、今後の学校対応について変更が生じたのでお知らせいたします。尚、この内容は令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用されます。

つきましては、下記及び裏面の内容について御留意いただき、御対応、御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に対する療養期間の見直し

○有症状患者

- ・発症日を0日とし、7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康上の確認や自主的な感染予防対策を徹底すること

○無症状患者

- ・検体採取日を0日とし、7日間を経過した場合は、8日目に療養解除を可能とする。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康上の確認や自主的な感染予防対策を徹底すること

2 その他

- 詳細については、厚生労働省のホームページでご確認ください。

★裏面：「新型コロナウイルス感染症に係る対応についてのお願い」ご参照ください。

〔令和4年度保存版（令和4年9月9日）〕